

# 青森県報

号外第四十五号

平成二十五年  
六月七日  
(金曜日)

## 目 次

### 公安委員会

- 青森県道路交通規則及び委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則…………… (運転免許課) …… 一
- 運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則…………… ( 同 ) …… 七

## 公 安 委 員 会

青森県道路交通規則及び委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月七日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

### 青森県公安委員会規則第五号

青森県道路交通規則及び委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

(青森県道路交通規則の一部改正)

第一条 青森県道路交通規則(平成十年九月青森県公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(指定自動車教習所職員講習)

第三十七条の二 法第百八条の二第一項第九号の規定による指定自動車教習所職員

講習を受けようとする者は、指定自動車教習所職員講習受講申請書(別記様式第三十一号の三)を公安委員会に提出するものとする。

2 公安委員会は、指定自動車教習所職員講習を終了した者に対し、受講結果を記録した講習記録証明書(別記様式第三十一号の四)を交付するものとする。ただし、当該講習を終了した者が講習記録証明書の交付を既に受けているときは、当該証明書に受講結果を記録するものとする。

別記様式第三十一号の二の次に次の二様式を加える。



(委託講習等の実施に関する規則の一部改正)

第二条 委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二十九号中「安全運転管理者等講習の指導」を「委託講習」に、「として」を「のうち」に、「委嘱された者」を「委嘱されたもの」に改め、同号を第三十二号とし、同条第二十八号中「の指導」を削り、「従事する者」の下に「のうち受託者から選任されたもの」を加え、同号を第三十一号とし、第十四号から第二十七号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の三号を加える。

十四 指定自動車教習所職員講習(教習指導員) 法第百八条の二第一項第九号に規定する講習のうち、道路交通法施行令(昭和三十五年政令第二百七十号。以下「施行令」という。)第四十一条に定める教習指導員に対する講習をいう。

十五 指定自動車教習所職員講習(技能検定員) 法第百八条の二第一項第九号に規定する講習のうち、施行令第四十一条に定める技能検定員に対する講習をいう。

十六 指定自動車教習所職員講習(副管理者) 法第百八条の二第一項第九号に規定する講習のうち、施行令第四十一条に定める卒業証明書又は修了証明書の発行に關し監督的な地位にあり、かつ、管理者を直接に補佐する職員に対する講習をいう。

別表第一「心急救護処置講習(一)又は心急救護処置講習(二)」の項の次に次のように加える。

指定自動車教習所職員講習(教習指導員)又は指定自動車教習所職員講習(技能検定員)	一 講習を行うために必要な建物、コース、自動車等、運転シミュレーター(四輪及び二輪)その他の設備を確保していること。 二 講習中の事故により生じた損害を補償するために必要な保険に加入していること。
指定自動車教習所職員講習(副管理者)	講習を行うために必要な建物、視聴覚教材その他の設備を確保していること。

別表第二「停止処分者講習の項第四号口中「ある者」を「あるもの」に改め、同表大型車講習の項第二号中「する者」を「するもの」に改め、同項第三号中「しない

者」を「しないもの」に改め、同表中型車講習の項、普通車講習の項、大型二輪車講習の項及び普通二輪車講習の項中「しない者」を「しないもの」に改め、同表原付講習の項第二号中「以上の者」を「以上のもの」に改め、同表大型旅客車講習の項、中型旅客車講習の項及び普通旅客車講習の項中「しない者」を「しないもの」に改め、同表心急救護処置講習(一)又は心急救護処置講習(二)の項の次に次のように加える。

指定自動車教習所職員講習(教習指導員)	次の各号のいずれかに該当する者 一 法第九十九条の三第四項の規定により教習指導員資格者証の交付を受けている者で、実務経験が豊富で、指導力に優れたもの 二 教育学、心理学等の専門的な知識を有する者で、次のいずれにも該当しないもの イ 法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項第二号又は第三号に該当して法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者 ロ 過去三年以内に法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に關し不正な行為をした者 ハ 法第百七条の四第四号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 ニ 自動車等の運転に關し、刑法第二百八条の二若しくは同法第二百十一条第二項の罪又は法に規定する罪(八に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
指定自動車教習所職員講習(技能検定員)	次のいずれかに該当する者 一 施行規則第二十四条第八項に規定する公安委員会の指定を受けた警察職員 二 法第九十九条の二第四項の規定により技能検定員資格者証の交付を受けている者で、実務経験が豊富で、指導力に優れたもの
指定自動車教	次のいずれかに該当する者

習所職員講習 (副管理者)	一 法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所の管理者 二 管理監督に関する知識及び実務経験が豊富な者で、次のいずれにも該当しないもの イ 過去三年以内に法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者 ロ 法第一百七十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第一百七十七条の二の二第六号若しくは第七号の罪、法第一百七十七条の四第三号若しくは第四号の罪、法第一百八十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第一百九十九条第一項第十一号の罪又は法第一百九十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者 ハ 自動車等の運転に関し刑法第二百八条の二の罪若しくは同法第二百一十一条第二項の罪又は法に規定する罪(ロに規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者
------------------	--

別表第二 高齢者講習又は特定失効者講習(七十歳以上)の項第四号ロ、違反者講習の項第四号ロ及び特定任意高齢者講習(簡易講習)(七十五歳未満)、特定任意高齢者講習(簡易講習)(七十五歳以上)、特定任意高齢者講習(シニア運転者講習)(七十五歳以上)の項第四号ロ中「ある者」を「あるもの」に改める。  
 別表第三 心急救護処置講習(ロ)の項の次に次のように加える。

指定自動車教習所職員講習(教習指導員)、指定自動車教習所職員講習(技能検定員)又は指定自動車教習所職員講習(副管理者)	一 指定自動車教習所職員講習実施計画書(別記様式第二十三号の一) 二 指定自動車教習所職員講習受講申請書送付書(別記様式第二十三号の二) 三 指定自動車教習所職員講習実施結果報告書(別記様式第二十三号の四)
---	---

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号(第5条関係)

	青森県公安委員会 殿  受託法人代表者職名 図  講師承認申請書	第 年 月 日			
	下記の者を  講習の講師として委嘱したいので承認願います。  記				
	住 所 職業(勤務先) 氏 名 生 年 月 日				
	委 嘱 期 間				
	経 歴				

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。





附 則

この規則は、公布の日から施行する。

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月七日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

青森県公安委員会規則第六号

運転適性検査業務取扱規則の一部を改正する規則

運転適性検査業務取扱規則（昭和四十二年三月青森県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（臨時適性検査の通知）

第七条 第二条第一号に該当する者に対する臨時適性検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第三号）により行うものとする。

2 第二条第一号及び第三号に掲げる者で臨時適性検査が必要と認められるものに対する当該検査の通知は、臨時適性検査通知書（別記様式第四号）により行うものとする。

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号（第7条関係）

臨時適性検査通知書	
住 所	年 月 日
殿	青森県公安委員会 印
<p>あなたは、講習予備検査（認知機能検査）の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、特定の交通違反があることから、道路交通法第 条第 項による臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受けていただくことになりましたので、通知します。</p> <p>この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の拒絶・留止の処分を受けることとなりますので、御注意ください。</p>	
適性検査を行う理由	講習予備検査 特定の交通違反
適性検査を行う期日	年 月 日 (午後 時 分から)
適性検査を行う場所	
備 考	
診断書を提出する期日	年 月 日まで
診断書の提出先	
本件に関する問い合わせ先	

※ 認知症についての診断結果が記載された主治医（かかりつけ医）の診断書を提出した場合には、臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を受ける必要はありません。  
なお、この場合に提出する主治医の診断書の作成時期は、講習予備検査（認知機能検査）の受検日以降である必要があります。

注 1 適性検査当日は、本人確認のため運転免許証を持参すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

臨時適性検査通知書 <small>ロクニ じ ても せい けん ちゅう ち しょ</small>	
住所	殿 青森県公安委員会 <input type="checkbox"/>
道路交通法第 条第 項に規定する臨時適性検査 (専門医による診断) を受けていただくことになりましたので、通知します。	拒保消留し この通知を受け、やむを得ない理由なく臨時適性検査を受けない場合は、運転免許の 取消効力の停止 の処分を受けることとなりますので、御注意ください。
適性検査を行う期日	年 月 日 (午後 時 分から)
適性検査を行う場所	
適性検査を行う理由	
備考	
※ 病状等の診断結果が記載された主治医 (かかりつけ医) の診断書を提出した場合には、臨時適性検査 (専門医による診断) を受ける必要はありません。 なお、この場合に提出する主治医の診断書の作成時期は、原則として、この臨時適性検査通知書の通知日以降であることが必要です。	
診断書を提出する場合の期日	年 月 日まで
診断書の提出先	
本件に関する問い合わせ先	

注 1 適性検査当日は、本人確認のため運転免許証を持参すること。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 縦長とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭